



## gabaマンツーマン英会話

10月より、大宮LSで  
「教育訓練給付制度対象コース」がはじまります。

株式会社GABA（ガバ）（本社：東京都目黒区、代表取締役社長兼CEO：青野伸達）は、マンツーマンレッスンに特化した英会話スクール「Gabaマンツーマン英会話<sup>®</sup>」を運営しています。このたび、10月1日(日)より、埼玉・大宮ラーニングスタジオ(以下大宮LS)にて、社会人の方のためのコース「教育訓練給付制度対象コース」のご利用が可能となりましたので、お知らせいたします。

この「教育訓練給付制度対象コース」とは、社会人の方で、雇用保険の一般被保険者であった期間が通算3年以上(離職期間が1年未満)の方であれば、コースの修了後に最大20万円(受講料の40%)が支給されるというコースです。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合は、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%（支給要件期間3年以上5年未満の場合20%）に相当する額（上限20万円（支給要件期間3年以上5年未満の場合10万円））がハローワーク（公共職業安定所）から支給されるというものです。

「Gabaマンツーマン英会話<sup>®</sup>」では、厚生労働省より「教育訓練講座」として指定を受けたコースをご利用される生徒さんが多いことから、今年6月にオープンした大宮LSのコースについても届出を行っていましたが、このたび認可を受け、受講が可能となりました。

良質なマンツーマンレッスンをおトクな形でご受講いただける、教育訓練給付制度対象コースをぜひご利用ください。なお、教育訓練給付金の支給を受けるためには、支給資格を持つ受講者が一定の基準（到達レベル、出席率など）を満たしコースを修了する必要があります。コースに関するご相談やご質問は、フリーダイヤル0120-286-815までお気軽にお尋ねください。

弊社では、より多くの方に「Gabaマンツーマン英会話<sup>®</sup>」の各ラーニングスタジオで良質なマンツーマンレッスンを受講していただくため、さらなる学習環境の充実に取り組んでまいります。

- 読者お問い合わせ先：Gabaマンツーマン英会話<sup>®</sup>（0120）286-815（受付時間10：00～22：30）[www.gaba.co.jp](http://www.gaba.co.jp)